臨時福祉 給付金



子育て世帯 臨時特例 <u>給付金</u>

平成 26 年4月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の影響を緩和するため、『臨時福祉給付金』『子育て世帯臨時特例給付金』を支給します。 給付金には支給要件がありますので、ご確認の上手続きをお願いします。

お問合せは、保健福祉センター 保健福祉課福祉係まで な32-2000

### 手続きの方法

7月中旬ころ

町から、町民の皆さんに給付金に関するお知らせが郵送される。

※必要書類

通帳、免許証など

給付金の対象になると思われる方は、お知らせに同封した『申請書 (請求書)』に必要事項を記入し、必要書類を用意する。

7月22日~

保健福祉センター窓口もしくは役場お客さま窓口に提出。または、 返信用封筒で郵送。【平成 26 年 10 月 31 日まで】

※期日までに提出できない方はご相談ください。

7月下旬~

結果通知(支払案内)※支給要件の可否について通知します。

8月中旬~

給付要件を満たした方について、申請書に記載した口座へ入金されます。※口座をもっていない方は、ご相談ください。

### 臨時福祉給付金

## 支給要件

- ○支給対象者~次の要件を満たす方
  - ・平成26年1月1日の時点で和寒町に住民票がある方。
  - ・平成 26 年度分の**町民税(均等割)が課税されていない方**が対象です。
  - ※課税されていなくても対象者とならない場合があります。
    - ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合。
  - ・生活保護を受けている方。

#### ○支給額

- ・支給対象者1人につき10,000円。
- ・下記の加算対象者に該当する方は、1人につき5,000円を加算。

#### ≪加算対象者≫

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者 ※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。 ※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

※複数の年金、手当に該当する場合でも、加算される額は1人につき5,000円です。

## 子育て世帯臨時特例給付金

# 支給要件

- ○**支給対象者**~次の要件を満たす方(公務員の方も含みます)
  - ・平成26年1月1日の時点で和寒町に住民票がある方。
  - ・平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給
  - ・平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表1の限度額目安を参照) ※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額 5,000 円を支給しているものです。



表1 児童手当の所得制限限度額(給与収入ペース)

| ZT |           |           |
|----|-----------|-----------|
|    | 区分        | 限度額目安     |
|    | (扶養親族等の数) | (給与収入ベース) |
|    | 子1人(1人)   | 875.6万円   |
|    | 夫婦子1人(2人) | 917.8万円   |
|    | 夫婦子2人(3人) | 960万円     |

#### ○対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付の対象となる児童です**。

ただし、「・『臨時福祉給付金』の対象となる児童

【・生活保護の受給者となっている児童など 」は除きます。

○支給額 ・対象児童1人につき10,000円。

◎公務員の児童手当は勤務先から支給されていますが、子育て世帯臨時特例給付金については、町が申請先となります。

